定時決定(算定基礎届)について

1．概要

健康保険および厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7月1日現在で使用している全被保険者の3か月間(4月～ 6月)の報酬月額を算定基礎届により届出し、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。決定し直された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。

2．標準報酬月額の決定方法

毎年、7月1日現在で使用される全被保険者について、同日前3か月間(4月、5月、6月、いずれも支払基礎日数17日以上※)に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

※特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上

4月	報酬
5月	報酬
6月	報酬

$$\frac{\text{報酬総額(4月+5月+6月)}}{3}=\text{報酬月額}$$

【提出対象者】

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者および70歳以上被用者です。ただし、以下の⑴～⑷のいずれかに該当する方は、算定基礎届の提出が不要です。

⑴6月1日以降に資格取得した方
⑵6月30日以前に退職した方
⑶7月改定の月額変更届を提出する方
⑷8月または9月に随時改定が予定されている方

3．留意事項

⑴算定基礎届で届出する報酬月額は、支払基礎日数※が17日以上あるものに限られます。17日未満の月は、報酬が通常の月とかけはなれる場合があるため、算定の対象外とされています。例えば、5月の支払基礎日数が17日未満であった場合は、4月と6月の2か月で算定されることとなります。

※支払基礎日数とは、給与計算の対象となる日数をいいます。日給制の場合は、出勤日数が支払基礎日数となります。月給制や週給制の場合は、給与計算の基礎が暦日により日曜日等の休日も含むのが普通であるため、出勤日数に関係なく暦日数によります。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則、給与規程等により事業所が定めた日数から欠勤日数を除いた日数となります。

⑵4月、5月、6月の3か月とも支払基礎日数が17日未満の場合は、従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します(保険者算定)。

⑶通常の定時決定により報酬月額を算定すると、実態とかけはなれる場合には修正して算定します(保険者算定)。

令和三年六月発行
六月号
発行所
社会保険労務士法人 金原事務所
長崎市興善町四番二号 金原ビル
TEL(八二三)三九〇〇番
FAX(八二六)八七九二番

No.768

所報 かなはら

令和３年 6 月
社会保険労務士法人
金原事務所

雇用調整助成金の特例措置(緊急対応期間中)

雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。
特例措置により**助成率及び上限額の引き上げ**が行われます。
(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。)
この特例措置は、**令和2年4月1日から令和3年6月30日まで**の期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。

助成率 **判定基礎期間の初日が令和3年4月まで**(1人1日15,000円が上限)

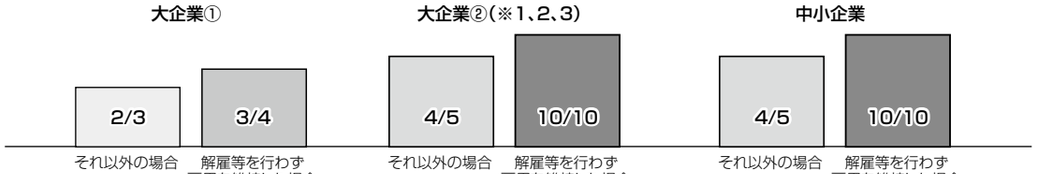

※1　売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している大企業
※2　緊急事態宣言対策区域において、特定都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の大企業
※3　まん延防止等重点措置を実施すべき区域のうち職業安定局長が定める区域において、都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店の大企業

助成率 **判定基礎期間の判定基礎期間の初日が令和3年5月以降**(1人1日13,500円((※1、2)の場合は15,000円)が上限)

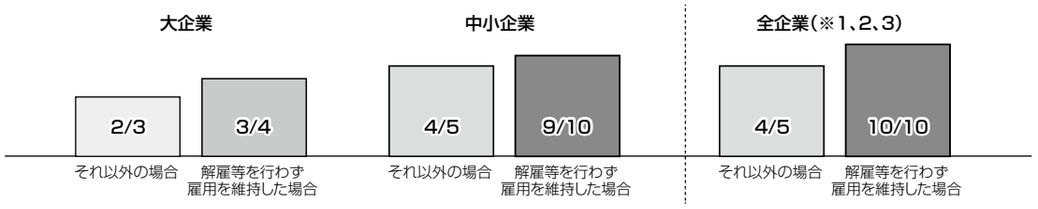

※1　売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している企業
※2　まん延防止等重点措置を実施すべき区域のうち職業安定局長が定める区域において、都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の企業
※3　緊急事態宣言対策区域において、特定都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の企業(予定)

注意点

- 雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も助成対象となります。
  (その場合、緊急雇用安定助成金によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。)
- 上記※3は、施行にあたって厚生労働省令の改正が必要であり、現時点(5/17)の予定です。
- 「解雇等を行わず雇用を維持した場合」は判定基礎期間の時期によって取り扱いが異なる場合があります。

支給対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす**全ての業種の事業主**が対象となります。

1．新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2．最近１か月間の売上高または生産量などが**前年同月比５%以上減少**している(※)
　※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3．労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。

助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが､「雇用調整助成金」の助成対象です。学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は､「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります｡(雇用調整助成金と同様に申請できます)

助成額と助成率、支給限度日数

(平均賃金額(※)× 休業手当等の支払率)×下表の助成率
(１人１日あたり15,000円もしくは13,500円が上限)
※平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特例措置が実施されます。

判定基礎期間の初日			～4月末	5月･6月	分類
中小企業(※1)	原則的な措置【全国】		4/5(10/10) 15,000 円	4/5(9/10) 13,500 円	Ⅰ
	業況特例(※2)【全国】		－	4/5(10/10) 15,000 円	Ⅱ
	地域に係る特例	緊急事態宣言(※3)	－	【予定】 4/5(10/10) 15,000 円	Ⅱ
		まん延防止等重点措置(※4)		4/5(10/10) 15,000 円	Ⅱ
大企業	原則的な措置【全国】		2/3(3/4) 15,000 円	2/3(3/4) 13,500 円	Ⅰ
	業況特例(※2)【全国】		4/5(10/10) 15,000 円	4/5(10/10) 15,000 円	Ⅱ
	地域に係る特例	緊急事態宣言(※3)	4/5(10/10) 15,000 円	【予定】 4/5(10/10) 15,000 円	Ⅱ
		まん延防止等重点措置(※4)		4/5(10/10) 15,000 円	Ⅱ

（注）金額は１人１日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

Ⅰは令和2年１月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の４／５以上」の要件により適用する助成率が判断されます。
Ⅱは令和３年１月８日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率が判断されます。

※1　中小企業とは、以下の要件に該当する企業をいいます。
　・小売業(飲食店を含む): 資本金5,000 万円以下 または従業員 50 人以下
　・サービス業: 資本金5,000 万円以下 または従業員 100 人以下
　・卸売業: 資本金１億円以下 または従業員 100 人以下
　・その他の業種: 資本金３億円以下 または従業員 300 人以下
※2　売上高等の生産指標が最近３か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している全国の事業主が該当します。
※3　緊急事態宣言対象区域において、特定都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主が該当します。
※4　まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主が該当します。

○予定の部分は施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点(5/17)での予定です。
○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については､「緊急雇用安定助成金」として支給されます。

本助成金の支給限度日数は原則として１年間で100日分、３年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日～令和3年4月30日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます。

金原事務所のホームページができました!!

向暑の候、みなさまいかがお過ごしでしょうか?
このたび、弊所ではより簡便に、より迅速にみなさまへの情報提供を行うため、ホームページを開設いたしました。
これまで以上にみなさまのお役に立てる情報を発信していきたいと考えておりますので、所報とあわせてご高覧いただけますと幸いです。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

〈ホームページURL〉
https://kanahara-sr.jp